

特定生殖補助医療に関する法律案要綱

第1 総則

1 趣旨

この法律は、特定生殖補助医療をめぐる現状等に鑑み、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律の趣旨にのっとり、特定生殖補助医療の適正な実施を確保するための制度、特定生殖補助医療により出生した子が自らの出自に関する情報を知ることに資する制度等について必要な事項を定めるものとする。

(第一条関係)

2 定義

- (1) この法律において「特定生殖補助医療」とは、子をもうけようとする男女の当事者である男性以外の男性の精子又は当該当事者である女性以外の女性の卵子を用いて行われる人工授精又は体外受精若しくは体外受精胚移植による医療をいう。
- (2) この法律において「人工授精」とは、男性から提供され、処置された精子を、女性の生殖器に注入することをいう。
- (3) この法律において「体外受精」とは、女性の卵巣から採取され、処置された未受精卵を、男性から提供され、処置された精子により受精させることをいう。
- (4) この法律において「体外受精胚移植」とは、体外受精により生じた胚を女性の子宮に移植することをいう。

(第二条関係)

第2 この法律の規定により行うことができる特定生殖補助医療

1 特定生殖補助医療のうち行うことができるもの

医師は、特定生殖補助医療のうち、医学的に夫の精子又は妻の卵子により妻が子を懐胎することができない夫婦に係る次のいずれかに該当するものに限り、これを行うことができる。

- ① 夫以外の男性から提供された精子による妻に対する人工授精
- ② 夫以外の男性から提供された精子と妻の卵子による体外受精並びに当該体外受精により生じた当該精子及び当該卵子に由来する胚の妻に対する体外受精胚移植
- ③ 夫の精子と妻以外の女性から提供された卵子による体外受精並びに当該体外受精により生じた当該精子及び当該卵子に由来する胚の妻に対する体外受精胚移植

(第三条関係)

2 提供型特定生殖補助医療に関する基本理念

- (1) 1により行うことができる特定生殖補助医療（以下「提供型特定生殖補助医療」という。）は、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律に定める基本理念にのっとり、提供型特定生殖補助医療を受ける夫婦以外の者の提供による精子又は卵子が用いられるという特質（以下「提供型特定生殖補助医療に係る特質」という。）を踏まえ、適正に行われなければならない。
- (2) 提供型特定生殖補助医療の実施に当たっては、これを受ける夫婦に対して、提供型特定生殖補助医療に係る特質、これにより出生した子がその事実及び自らの出自に関する情報を知ることができることの重要性等に関し、必要かつ適切な説明が行われ、その十分な理解を得た上で、その意思に基づいて行われるようにしなければならない。
- (3) 提供型特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の提供は、当該精子を提供する者又は当該卵子を提供する者に対する必要かつ適切な説明が行われ、その十分な理解を得た上で、任意に行われるものでなければならない。
- (4) 提供型特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の提供については、当該精子を提供する者又は当該卵子を提供する者の健康の保護について十分に考慮されなければならない。
- (5) 提供型特定生殖補助医療により出生した子については、提供型特定生殖補助医療に係る特質に鑑み、その年齢及び発達の程度に応じて提供型特定生殖補助医療により出生した事実を知ることができるようになるとともに、その希望に応じて自らの出自に関する情報を知ることができるように、必要な配慮がなされなければならない。

(第四条関係)

第3 提供型特定生殖補助医療の実施

1 提供型特定生殖補助医療を実施する病院等の認定等

提供型特定生殖補助医療を実施しようとする医療法に規定する病院又は診療所（以下「病院等」という。）は、当該病院等が提供型特定生殖補助医療を適切に実施するための要件に適合していることについて、内閣総理大臣の認定を受けなければならないものとするほか、当該認定に係る所要の手続を設ける。

(第五条～第八条関係)

2 提供型特定生殖補助医療に関する説明及び同意等

医師は、1の認定を受けた病院等（以下「認定実施医療機関」という。）において提供型特定生殖補助医療を行うとともに、提供型特定生殖補助医療の実施の度ごとに、これを受ける夫婦に対して、当該提供型特定生殖補助医療について、適切な説明を行い、当該夫婦の夫及び妻それぞれの書面による同意を得なければならない。

（第九条関係）

3 あっせん機関の利用等

- (1) 認定実施医療機関は、提供型特定生殖補助医療を実施するに当たっては、これに用いる精子又は卵子については、第5の2の(1)のあっせん機関（以下第3及び第4において「あっせん機関」という。）によるあっせんを通じて、第4の2の(1)の認定供給医療機関（以下第3において「認定供給医療機関」という。）から、供給を受けるものとする。ただし、提供型特定生殖補助医療に用いる精子又は卵子が当該提供型特定生殖補助医療を受ける夫婦の兄弟姉妹等であって内閣府令で定めるものから提供される場合については、あっせん機関によるあっせんを通じてその供給を受けることを要しないものとする。
- (2) 認定実施医療機関の管理者は、当該認定実施医療機関があっせん機関によるあっせんを通じて認定供給医療機関から提供型特定生殖補助医療に用いる精子又は卵子の供給を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あっせん機関に対し、当該提供型特定生殖補助医療に用いるために必要な精子又は卵子の別その他の当該提供型特定生殖補助医療に関する情報として内閣府令で定める情報を提出するものとする。

（第十条関係）

4 同意に係る書面等の内閣総理大臣に対する提出等

- (1) 認定実施医療機関の管理者は、当該認定実施医療機関において提供型特定生殖補助医療を受けた夫婦の妻がこれにより懐胎したことを確認したとき又は当該提供型特定生殖補助医療の実施の日から三月以内にその懐胎の有無を確認することができなかったときは、内閣府令で定めるところにより、当該夫婦の2の同意に係る書面及び当該夫婦の氏名、住所、生年月日、個人番号その他内閣府令で定める基本的な情報（3の(1)のただし書の場合であってあっせん機関によるあっせんを通じて精子又は卵子の供給を受けることをしなかったとき（以下(1)において「あっせん機関によるあっせんを受けなかったとき」という。）にあっては、当該書面及びこれらの情報並びにあっせん機関によるあっせんを受けなかったときに該当することを証するものとして内閣府令で定める書類）を内閣総理大臣に提出するとともに、そ

の提出後五年間、当該書面の写し及び当該提出に係る情報（あっせん機関によるあっせんを受けなかったときには、当該書類の写しを含む。）を保存しなければならない。

- (2) 認定実施医療機関の管理者は、当該認定実施医療機関において提供型特定生殖補助医療を受けた夫婦の妻がこれにより懷胎しなかったことを確認したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- (3) 認定実施医療機関において提供型特定生殖補助医療を受けた夫婦の夫又は妻は、当該妻がこれにより懷胎した子が出生したときは、当該子の氏名、住所、生年月日、個人番号その他の内閣府令で定める事項を、当該懷胎した子が出生するに至らなかつたときは、その旨を、内閣府令で定めるところにより、当該提供型特定生殖補助医療の実施の日から一年以内に当該認定実施医療機関に報告しなければならない。
- (4) (1)の場合において、当該認定実施医療機関の管理者は、内閣府令で定めるところにより、(3)による報告等により当該提供型特定生殖補助医療を受けた夫婦の妻がこれにより懷胎した子が出生したことを確認したときは、当該子の氏名、住所、生年月日、個人番号その他の内閣府令で定める基本的な情報を内閣総理大臣に提出し、(3)による報告等により当該提供型特定生殖補助医療により子が出生するに至らなかつたことを確認したときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- (5) (4)による情報の提出をしたときは、当該認定実施医療機関の管理者は、内閣府令で定めるところにより、その提出後五年間、当該提出に係る情報を保存しなければならない。
- (6) (1)又は(2)の場合において、当該認定実施医療機関の管理者は、当該提供型特定生殖補助医療を受けた夫婦に対し、当該夫婦について供給を受けた精子又は卵子に係る提供型特定生殖補助医療が更に行われることがないことを確認したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（第十一条関係）

5 同意の撤回等

- (1) 提供型特定生殖補助医療を受けることについて2の同意をした夫婦の夫又は妻は、当該提供型特定生殖補助医療が人工授精を用いるものである場合にあっては当該妻に対する当該人工授精が開始される前まで、当該提供型特定生殖補助医療が体外受精を用いるものである場合にあっては当該体外受精により生じた胚の当該妻に対する体外受精胚

移植が開始される前までは、当該同意を撤回することができる。

(2) (1)による同意の撤回があったときは、認定実施医療機関において当該同意に係る提供型特定生殖補助医療を行う医師は、直ちに当該提供型特定生殖補助医療を中止しなければならない。

(第十二条関係)

6 その他

情報の適切な管理、秘密保持義務、帳簿の備付け等、引継ぎ及び実施状況の報告について所要の規定を設ける。 (第十三条～第十七条関係)

第4 提供型特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の供給

1 供給業務を行う病院等の認定等

提供型特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の提供を受けて、これを処置し、提供型特定生殖補助医療を実施する認定実施医療機関に供給する業務（以下「供給業務」という。）を行おうとする病院等は、当該病院等が供給業務を適切に行うための要件に適合していることについて、内閣総理大臣の認定を受けなければならないものとするほか、当該認定に係る所要の手続を設ける。 (第十八条～第二十一条関係)

2 精子又は卵子の提供に関する説明及び同意

(1) 医師は、1の認定を受けた病院等（以下「認定供給医療機関」という。）において提供型特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の提供を受けるに当たっては、その提供者に対して、当該精子又は卵子の提供型特定生殖補助医療のための提供及び提供型特定生殖補助医療における使用について、適切な説明を行い、当該提供者の書面による同意（第8の3の（1）の個人非特定情報の開示についての同意を含む。）を得なければならない。

(2) (1)の場合において、医師は、当該提供者に対して、第8の5の（2）の②の同意をするかどうかを、書面により確認しなければならない。

(第二十二条関係)

3 内閣総理大臣に対する精子又は卵子の提供者に関する情報の提供の求め等

(1) 認定供給医療機関の管理者は、当該認定供給医療機関が提供型特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の提供を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、当該精子又は卵子を提供しようとする者の氏名、生年月日、個人番号その他内閣府令で定める情報を提出し、当該提供しようとする者の精子又は卵

子が用いられた提供型特定生殖補助医療により懐胎に至った回数に関する情報の提供を求めるものとする。

- (2) 認定供給医療機関の管理者は、当該認定供給医療機関が提供型特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子を供給する前に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、当該精子又は卵子の提供者の氏名、生年月日、個人番号その他内閣府令で定める情報を提出し、当該精子又は卵子の提供者が生存しているかどうかについて確認を求めるものとする。
- (3) 内閣総理大臣は、(1)又は(2)による求めがあったときは、内閣府令で定めるところにより、当該求めに係る事項の確認を行い、当該求めをした認定供給医療機関の管理者に回答しなければならない。

(第二十三条関係)

4 あっせん機関の利用等

- (1) 認定供給医療機関は、供給業務を行うに当たっては、あっせん機関によるあっせんを通じて、提供型特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の供給を行うものとする。ただし、第3の3の(1)のただし書の場合であって認定実施医療機関があっせん機関によるあっせんを通じてその供給を受けることをしないときは、あっせん機関によるあっせんを通じてその供給を行うことを要しないものとする。
- (2) 認定供給医療機関の管理者は、当該認定供給医療機関があっせん機関によるあっせんを通じて提供型特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の供給を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、あっせん機関に対し、当該精子又は卵子に関する情報その他あっせんに必要な情報として内閣府令で定める情報を提出するものとする。

(第二十四条関係)

5 同意に係る書面等の内閣総理大臣に対する提出等

認定供給医療機関の管理者は、当該認定供給医療機関が認定実施医療機関に提供型特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の供給を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、当該精子又は卵子の提供者の2の(1)の同意に係る書面、当該提供者の氏名、住所、生年月日、個人番号その他内閣府令で定める基本的な情報及び第8の3の(1)の個人非特定情報並びに2の(2)による確認に係る書面(4の(1)のただし書の場合であってあっせん機関によるあっせんを通じて精子又は卵子の供給を行うことをしなかったとき(以下「あっせん機関によるあっせんを受けなかったとき」という。)にあっては、これらの書面及びこれらの情報並びに

あっせん機関によるあっせんを受けなかったときに該当することを証するものとして内閣府令で定める書類) を内閣総理大臣に提出するとともに、その提出後五年間、これらの書面の写し及び当該提出に係る情報(あっせん機関によるあっせんを受けなかったときにあっては、当該書類の写しを含む。)を保存しなければならない。
(第二十五条関係)

6 同意の撤回等

- (1) 提供型特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の提供及び使用について2の(1)の同意をした者は、当該同意に係る認定供給医療機関に申し出ることにより、当該同意を撤回することができる。この場合において、当該申出を受けた認定供給医療機関が当該同意に係る精子又は卵子を認定実施医療機関に供給しているときは、当該認定供給医療機関の管理者は、内閣府令で定めるところにより、直ちに当該認定実施医療機関に対して内閣府令で定める事項を通知しなければならない。
- (2) (1)による同意の撤回の効果は、(1)による通知を受けた認定実施医療機関において提供型特定生殖補助医療を受ける夫婦の妻に対する当該同意に係る精子を用いた人工授精が当該通知を受ける前に行われた場合における当該人工授精に用いられた精子又は当該同意に係る精子若しくは卵子と提供型特定生殖補助医療を受ける夫婦の妻の卵子若しくは夫の精子による体外受精が当該通知を受ける前に行われた場合における当該体外受精に用いられた精子若しくは卵子については、及ばないものとする。
- (3) (1)による通知を受けた認定実施医療機関において提供型特定生殖補助医療を行う医師は、(1)により撤回された同意に係る精子又は卵子が(2)により当該撤回の効果が及ばない場合における精子又は卵子に該当するときを除き、当該同意に係る精子又は卵子を用いた提供型特定生殖補助医療を行ってはならない。

(第二十六条関係)

7 その他

情報の適切な管理、秘密保持義務、帳簿の備付け等、引継ぎ及び実施状況の報告について所要の規定を設ける。
(第二十七条～第三十一条関係)

第5 業として行う特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子のあっせんの許可等

- 1 業として行う精子又は卵子のあっせんの許可等
業として特定生殖補助医療に用いられる精子若しくは卵子の提供(当該

精子又は卵子の供給を含むものとする。以下同じ。) をすること又はその提供を受けることのあっせんをしようとする者は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならないものとするほか、当該許可に係る所要の手続を設ける。 (第三十二条～第三十四条関係)

2 あっせん業務の実施

(1) 1 の許可を受けた者 (以下「あっせん機関」という。) は、認定供給医療機関が提供型特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子を供給すること及び認定実施医療機関がその供給を受けることのあっせんの業務 (以下「あっせん業務」という。) を行うものとする。

(2) あっせん業務として行う個々のあっせんは、第3の3の(2)及び第4の4の(2)により提出された情報に基づいて行うものとする。

(第三十五条関係)

3 内閣総理大臣への情報の提出等

あっせん機関は、内閣府令で定めるところにより、そのあっせん業務として行った個々のあっせんに関する内閣府令で定める基本的な情報を内閣総理大臣に提出するとともに、その提出後五年間、当該提出に係る情報を保存しなければならない。 (第三十六条関係)

4 その他

情報の適切な管理、秘密保持義務、帳簿の備付け等、引継ぎ及び実施状況の報告について所要の規定を設ける。 (第三十七条～第四十一条関係)

第6 提供型特定生殖補助医療基準

1 第2から第5までのほか、内閣総理大臣は、内閣府令で、提供型特定生殖補助医療の実施、供給業務及びあっせん業務に関する基準を定めるものとする。

2 第2から第5までのほか、提供型特定生殖補助医療の実施、供給業務及びあっせん業務は、1の基準に従って行われなければならない。

(第四十二条関係)

第7 監督

1 病院等に対する立入検査等について所要の規定を設ける。

(第四十三条関係)

2 認定実施医療機関又は認定供給医療機関 (以下「認定実施医療機関等」という。) の開設者又は管理者に対する助言等、認定実施医療機関等の管理者に対する指示及び命令、病院等の管理者等に対する命令、認定実施医療機関等の認定の取消し等について所要の規定を設ける。

(第四十四条～第四十七条関係)

- 3 あっせん機関に対する助言等、改善命令、許可の取消し等について所要の規定を設ける。 (第四十八条～第五十条関係)

第8 提供型特定生殖補助医療により出生した子による精子又は卵子の提供者の情報の入手等

1 同意書等の保存

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、第3の4の(1)及び(4)、第4の5並びに第5の3により提出された書面、情報及び書類(以下「同意書等」という。)(提供型特定生殖補助医療が実施された場合のものに限る。)を、その提出があった日から、当該提供型特定生殖補助医療の実施の日から百年を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、第3の4の(6)による報告を受け、かつ、当該報告に係る提供型特定生殖補助医療により子が出生するに至らなかつた場合における当該提供型特定生殖補助医療に係る同意書等については、この限りでない。

(第五十一条関係)

2 出生した子の情報の保存の確認

- (1) 自らが提供型特定生殖補助医療により出生した子であると思料する者であつて成年に達したものは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、自己に係る第3の4の(4)により提出された情報を保存しているかどうかについての確認を請求することができる。
- (2) 内閣総理大臣は、(1)による確認の請求(以下「確認請求」という。)があつたときは、当該確認請求をした者に係る(1)の情報を保存しているかどうかを確認し、当該確認請求をした者に対し、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その結果について回答しなければならない。

(第五十二条関係)

3 精子又は卵子の提供者の個人非特定情報の開示

- (1) 2の(2)により自己に係る2の(1)の情報を内閣総理大臣が保存していることが確認された者(以下「被確認者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、当該被確認者の出生に係る提供型特定生殖補助医療に用いられた精子又は卵子の提供者の情報であつて個人を特定しないものとして内閣府令で定めるもの(以下「個人非特定情報」という。)の開示を請求することができる。
- (2) 内閣総理大臣は、(1)による開示の請求(以下「個人非特定情報開示請求」という。)があつたときは、当該個人非特定情報開示請求

をした者に対し、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、当該個人非特定情報開示請求に係る個人非特定情報を開示しなければならない。

(第五十三条関係)

4 内閣総理大臣による要請に基づく精子又は卵子の提供者からの情報の提供

- (1) 被確認者は、当該被確認者の出生に係る提供型特定生殖補助医療に用いられた精子又は卵子の提供者の情報を当該被確認者に提供するために内閣総理大臣に提出することを当該提供者に対して要請するよう、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に請求することができる。
- (2) 内閣総理大臣は、(1)による要請の請求（以下「要請請求」という。）があったときは、当該要請請求に係る精子又は卵子の提供者が死亡その他の内閣府令で定める事由に該当する場合を除き、当該提供者に対し、内閣府令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に対して当該要請請求をした者に提供するための当該提供者の情報を提出するよう要請しなければならない。
- (3) 内閣総理大臣は、要請請求に係る精子又は卵子の提供者が(2)の内閣府令で定める事由に該当し、当該提供者に対し当該提供者の情報を提出することを要請しなかったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該要請請求をした者に通知しなければならない。
- (4) 内閣総理大臣は、要請請求に係る精子又は卵子の提供者から、(2)による要請に係る回答があったときはその回答をそのまま、内閣府令で定める期間内に当該要請に係る回答がなかったときはその旨を、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、当該要請請求をした者に通知しなければならない。

(第五十四条関係)

5 精子又は卵子の提供者が死亡等に該当する場合における提供時の同意に基づく氏名の開示

- (1) 被確認者は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、当該被確認者の出生に係る提供型特定生殖補助医療に用いられた精子又は卵子の提供者の氏名の開示を請求することができる。
- (2) 内閣総理大臣は、(1)による開示の請求（以下「氏名開示請求」という。）があった場合には、当該氏名開示請求に係る精子又は卵子の提供者について次のいずれにも該当するときに限り、内閣府令で定

めるところにより、遅滞なく、当該氏名開示請求をした者に対して当該提供者の氏名を開示するものとする。

- ① 死亡その他の内閣府令で定める事由に該当していること。
- ② ①の事由に該当する場合の氏名の開示についての同意をする旨が第4の2の(2)による確認に係る書面に記載されていること。
- (3) 内閣総理大臣は、氏名開示請求があつた場合において、当該氏名開示請求に係る精子又は卵子の提供者について(2)の①又は②のいずれかに該当しないときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該氏名開示請求をした者に通知しなければならない。

(第五十五条関係)

6 同意に係る書面の開示

- (1) 次に掲げる者は、当該提供型特定生殖補助医療により出生した子の親子関係に関して紛争があり、かつ、その解決のために必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、それぞれに定める書面の開示を請求することができる。
 - ① 提供型特定生殖補助医療を受けた夫婦の夫若しくは妻又は提供型特定生殖補助医療により出生した子 当該提供型特定生殖補助医療に係る第3の4の(1)により提出された第3の2の同意に係る書面
 - ② 提供型特定生殖補助医療に用いられた精子又は卵子の提供者 当該提供型特定生殖補助医療に係る第4の5により提出された第4の2の(1)の同意に係る書面
- (2) 内閣総理大臣は、(1)による開示の請求(以下「同意書開示請求」という。)があったときは、当該同意書開示請求に理由がない場合を除き、当該同意書開示請求をした者に対し、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、当該同意書開示請求に係る同意に係る書面を開示しなければならない。

(第五十六条関係)

7 国立成育医療研究センターへの事務の委任

内閣総理大臣は、第3の4の(1)、(2)、(4)及び(6)、第4の3及び5、第5の3並びに1による内閣総理大臣の事務並びに2から6までによる内閣総理大臣の権限に係る事務を、国立研究開発法人国立成育医療研究センター(以下「国立成育医療研究センター」という。)に行わせるものとする。

(第五十七条関係)

8 納付金等

- (1) 国立成育医療研究センターの第4の3及び1による事務に要する費

用に充てるため、認定実施医療機関は、内閣府令で定めるところにより、実費を勘案して内閣府令で定める額の納付金を国立成育医療研究センターに納付しなければならない。

- (2) 確認請求、個人非特定情報開示請求、要請請求、氏名開示請求又は同意書開示請求をする者は、内閣府令で定めるところにより、実費を勘案して内閣府令で定める額の手数料を国立成育医療研究センターに納付しなければならない。
- (3) (1) 及び (2) により国立成育医療研究センターに納付された納付金及び手数料は、国立成育医療研究センターの収入とする。

(第五十八条関係)

9 その他

同意書等に係る情報の適切な管理及び利用等の制限、適用除外、実施状況の報告等について所要の規定を設ける。 (第五十九条～第六十三条関係)

第9 提供型特定生殖補助医療により出生した子がその事実を知ることができるようにするための配慮等

1 提供型特定生殖補助医療により出生した子がその事実を知ることができるようにするための配慮

提供型特定生殖補助医療を受けた夫婦は、当該提供型特定生殖補助医療により出生した子がその事実を知ることができるよう、当該子の年齢及び発達の程度に応じた適切な配慮をするよう努めなければならない。

(第六十四条関係)

2 提供型特定生殖補助医療により出生した子がその事実を知ことができるようにするための配慮に係る支援体制等の整備

(1) 国は、提供型特定生殖補助医療を受けた夫婦による1の配慮に資するよう、関係機関及び関係団体の協力を得て、当該夫婦に対する情報の提供、相談その他の支援を行うために必要な体制の整備を図らなければならない。

(2) 国は、提供型特定生殖補助医療を受けた夫婦による1の配慮に関連して、提供型特定生殖補助医療により出生した子（自らが提供型特定生殖補助医療により出生した子であると思料する者を含む。）に対し、当該子が受けた1の配慮の状況並びに当該子の年齢及び発達の程度、置かれている環境等に応じた相談支援が提供されるよう、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な体制の整備を図らなければならない。

(第六十五条関係)

第10 特定生殖補助医療に用いられるための精子、卵子及び胚の提供等並びに
そのあっせんに係る利益の授受の禁止

1 特定生殖補助医療に用いられるための精子、卵子及び胚の提供等に係る
利益の授受の禁止

- (1) 何人も、特定生殖補助医療（特定生殖補助医療以外の人工授精又は体外受精若しくは体外受精胚移植による医療のうち、夫婦に係るもの以外のものを含む。2の(1)において同じ。）に用いられるための精子、卵子又は胚の提供（当該精子、卵子又は胚の供給を含むものとする。以下同じ。）をすること又はしたことの対価として、財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。
- (2) 何人も、代理懐胎等（特定生殖補助医療により他人に代わってする懐胎又は当該懐胎に係る出産をいう。以下同じ。）をすること又はしたことの対価として、財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。
- (3) 何人も、(1)又は(2)の対価として、財産上の利益の供与をし、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。
- (4) (1)及び(3) ((1)に係る部分に限る。)の対価には、交通、通信、提供型特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の採取、処置、保存又は移送等に要する費用であって提供型特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の提供（当該精子又は卵子の供給を含むものとする。以下同じ。）をすることに関して通常必要であると認められるものを含まないものとする。

(第六十六条関係)

2 特定生殖補助医療に用いられるための精子、卵子及び胚の提供等のあっせんに係る利益の授受の禁止

- (1) 何人も、特定生殖補助医療に用いられるための精子、卵子若しくは胚の提供をすること又はその提供を受けることについてあっせんをすること又はしたことの報酬として、財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。
- (2) 何人も、代理懐胎等をすること又は代理懐胎等をすることを依頼することについてあっせんをすること又はしたことの報酬として、財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。
- (3) 何人も、(1)又は(2)の報酬として、財産上の利益の供与をし、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。
- (4) (1)及び(3) ((1)に係る部分に限る。)の報酬には、通信、情報処理等に要する費用であって提供型特定生殖補助医療に用いられ

る精子若しくは卵子の提供をすること又はその提供を受けることについてあっせんすることに關して通常必要であると認められるものを含まないものとする。

(第六十七条関係)

第11 雜則

こども家庭庁長官等への権限の委任、内閣府令への委任及び経過措置について所要の規定を設ける。

(第六十八条～第七十条関係)

第12 罰則

罰則について所要の規定を設ける。

(第七十一条～第八十条関係)

第13 附則

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第1の2、2、準備行為等に関する規定は公布の日から、第10及びこれに係る罰則の規定は公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(附則第一条関係)

2 検討

(1) 特定生殖補助医療を受けることができる者の範囲については、特定生殖補助医療により生まれる子の福祉を踏まえ、特定生殖補助医療により子をもうけることを希望する者が置かれている状況に鑑み、この法律の公布後五年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(2) 特定生殖補助医療により出生した子が自らの出自に関する情報を知ることに資する制度の在り方については、当該子の福祉を踏まえ、精子又は卵子の提供に係る状況を考慮しつつ、この法律の公布後五年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(3) 政府は、(2)の制度が設けられたことを踏まえ、特定生殖補助医療により出生した子以外の者であって自らの出自に関する情報を知ることが困難な状況にあるものがそれを知ることに資する制度を設けることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(4) この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認め

られるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(附則第二条関係)

3 所要の準備行為及び経過措置に関する規定を設けるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

(附則第三条～第十四条関係)

